

## 液化石油ガス法手数料

区分	手続名	金額
販売事業 関連	新規登録	¥31,000
	販売事業登録簿謄本交付申請	¥630
	販売事業登録簿謄本閲覧申請	¥460
	貯蔵施設等新設許可	¥21,000
	貯蔵施設等変更許可	¥15,000
	貯蔵施設等新設完成検査	¥31,000
	貯蔵施設等変更完成検査	¥24,000
	販売事業者認定	消費者 1000 戸未満
消費者 1000～10000 戸未満		¥80,000
消費者 10000 戸以上		¥98,000
充てん設備	充てん設備新設許可	¥28,000
	充てん設備変更許可	¥17,000
	充てん設備新設完成検査	¥36,000
	充てん設備変更完成検査	¥27,000
	充てん設備保安検査	¥27,000
保安業務	保安機関の新規認定	¥6,900 × 区分数 + ¥34,000
	保安機関の認定更新	¥6,900 × 区分数 + ¥14,000
	一般消費者等の増加の認可	¥6,900 × 区分数 + ¥20,000

（石川県収入証紙を納入票に貼りつけて提出してください。）

※充てん設備の保安検査は、高圧ガス保安法・液化石油ガス法の両方で許可を受けている場合、液化石油ガス法の保安検査のみ受けることになります。

※充てん設備に関する金額は、車両一台ごとになります。

※保安業務区分

保安機関の認定申請を行うにあたっては、保安業務区分の数の考え方は次のとおりです。

- ・保安業務区分の 2～4 号の認定を受ける場合は、1 号の業務を行うことができます。

（2～4 号のうち、最も少ない一般消費者の数の範囲内に限る）

- ・また、6 号の認定を受ける場合は、7 号の業務を行うことができます。

（6 号の一般消費者の数の範囲内に限る）